

開示等請求における本人確認書類等一覧

1 個人情報の保護に関する法律施行令第22条第1項第1号で掲げるもの

運転免許証	
健康保険の被保険者証	
個人番号カード	
住民基本台帳カード（住所記載があるもの）	
在留カード	
特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書	
法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの。	
例	小型船舶操縦免許証
	運転経歴証明書
	猟銃・空気銃所持許可証
	宅地建物取引主任者証
	国民健康保険の被保険者証
	後期高齢者医療保険の被保険者証
	船員保険の被保険者証
	共済組合員証
	恩給証書
	児童扶養手当証書
	身体障害者手帳
	精神障害者保健福祉手帳等

(注) 有効期間又は有効期限のあるものにあつては、提示し、又は提出する日において有効なものに限る。

2 個人情報の保護に関する法律施行令第22条第1項第2号で掲げるもの（前記1の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合に、当該開示等請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類）

前記1の書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換書類
旅券
住民基本台帳カード（住所記載のないもの）
船員手帳
海技免状

無線従事者免許証
認定電気工事従事者認定証
電気工事士免状
調理師免許証
外国政府が発行する外国旅券
印鑑登録証（地方）
療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳）
敬老手帳
り災証明書
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校が発行した身分証明書
その他開示請求をする者が本人であることを確認するため本部長が適当と認める書類

(注) 有効期間又は有効期限のあるものにあつては、提示し、又は提出する日において有効なものに限る。

- 3 法定代理人が開示等請求をするとき、法定代理人自身の本人確認書類として提示し、又は提出する前記1又は2の書類に加えて、さらに提示し、又は提出することを要する、法定代理人であることを証する書類（請求日前30日以内に作成されたもの。コピーは不可。）

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）（請求者と本人との関係がわかる部分）
家庭裁判所の証明書（家事事件手続法第47条）
成年後見登記の登記事項証明書

- 4 本人の委任による代理人が開示等請求をするとき、代理人自身の本人確認書類として提示し、又は提出する、前記1又は2の書類に加えて、さらに提示し、又は提出することを要する、代理人であることを証する書類

委任状（請求日前30日以内に作成されたもの）及びその添付書類

(注) 添付書類は、次のいずれかのものの提示又は提出を要する。

- ①開示等請求の日前30日以内に発行された印鑑登録証明書（印鑑登録証明書を添付書類とする場合、委任者が委任状に実印を押印することを要する。印鑑登録証明書はコピー不可。）
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類のコピー